

串間市工事請負契約における現場代理人の兼務に関する運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、本市が発注する建設工事の適正な履行を促すため、串間市工事請負契約約款（令和2年告示第18号）第10条第3項に規定する現場代理人の工事現場における常駐を緩和し、現場代理人を兼務することについて必要な事項を定めるものとする。

(常駐義務を緩和し兼務を認める要件)

第2条 次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合には、発注者の了解のもと工事の現場代理人を兼務することができるものとする。なお、兼務を判断する期間は、工事着工から工事完成後の完了届提出までとし、工事の全部の施工を一時中止している時期も含むものとする。

- (1) 兼務できる対象工事の施工場所は、すべて串間市内であること。
- (2) 当初請負工事契約額のそれぞれが3,000万円未満の場合は2件まで兼務することができるものとする。ただし、それぞれの当初請負工事契約額のすべてが1,000万円未満（建築一式工事は2,000万円未満）の場合は3件まで兼務できるものとする。
- (3) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡がとれること。
- (4) 発注者又は監督員が求めた場合は工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- (5) 1日1回は現場の状況を把握するため巡回を行うこと。

(手続き)

第3条 受注者は現場代理人が他の工事を兼務しようとするときは、契約時に現場代理人兼務届を提出するものとする。なお、串間市発注工事以外の工事を兼務する場合には当該発注機関に事前承諾を得ること。

(技術者の配置条件)

第4条 技術者の配置条件については、建設業法第26条の定めによるものとする。

(罰則)

第5条 虚偽の申請等の不正が判明した場合には、指名停止措置等を行うものとする。

附 則

この基準は、令和2年4月8日から施行する。